

ことわりのないものは12月1日(火)から申し込み開始。FAXでの問い合わせは広報課☎2994-0706へ

秋の「環境美化の日」実施報告

空間放射線量の測定結果など

東所沢駅第4自転車駐車場の指定管理者が決定

申請縦覧期間中に、みどり自然課

埼玉県最低賃金は、県内全ての労働者とその使用者に適用されます。

所沢市新春のついで

実施日 11月1日

◆ごみ回収量	
燃やせるごみ	23.93トン
破砕ごみ類	4.80トン
びん・かん	0.85トン
粗大ごみ	1.18トン
合計	30.76トン

◆参加人数	
大人	20,165人
子ども	2,960人
合計	23,125人

◆空間放射線量の測定結果
市内10カ所を測定したところ、平常時の放射線量の限度(自然放射線などを除く)を下回っていました。

測定日 11月12日
測定結果 0.03〜0.05マイクロシーベルト/時

◆環境対策課☎2998-9230
◆水道水(地下水)に含まれる放射性物質の測定結果
採取日 11月10日
採取場所 第一浄水場(宮本町)
測定結果 放射性セシウムは不検出
◆上下水道部浄水管理室 ☎2921-1083

◆東所沢駅第4自転車駐車場の指定管理者が決定
場 東所沢1-10-2
指定団体 サイカパーキング(株)
指定期間 平成28年4月1日〜29年3月31日(1年間)
交通安全課☎2998-9140

◆平成27年度地価調査図書の開覧
平成27年度地価
玉泉地価調査
「価格一覧」と「あらまし」が閲覧できます。
場 市役所2階開発指導課、同1階市政情報センター、まちづくりセンタ、所沢図書館本館・分館
◎県庁(平成27年度地価調査価格)で検索)でもご覧になります。
◆開発指導課☎2998-9379

◆縦覧期間中に、みどり自然課
申請縦覧期間中に、みどり自然課☎2998-9373へ提出

◆特別緑地保全地区(荒幡富士市民の森ほか)の指定に関する原案説明会および原案の縦覧
原案に対し、意見がある方は意見を提出できます。
◆原案説明会
日 12月12日(土)午前10時30分
場 市役所8階大会議室

◆特定の産業については、別途特定(産業別)最低賃金が定められています。詳細はお問い合わせください。
◆埼玉労働局賃金室☎048-6006205
◆所沢労働基準監督署☎2995-2582
◆最低賃金改定に伴う相談窓口
事業主のために、相談窓口を設置しています。秘密は厳守します。ぜひご利用ください。
◆県・最低賃金総合相談支援センター ☎048-641-3613

◆周産期医療問題への対応
妊娠22週から出産を経て生後満7日未満の期間を「周産期」といいます。この期間の医療を「周産期医療」といいます。周産期は、母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方の専門的知識と技術を要する総合的な医療体制が必要です。
市民が安心して子どもを産むことができる体制を整えるため、所沢市医師会では、平成20年5月から「所沢市医師会産婦人科・周産期医療問題協議会」を定期的に開催しています。協議会では、市内の産婦人科医や小児科医、所沢市医師会、防衛医科大学校病院、西埼玉中央病院、狭山保健所、埼玉県、埼玉西部消防局、所沢市が連携し、周産期医療問題に関する、情報共有を行い対応しています。
◆保健医療課☎2998-9385

「とことこ市」閉店

農産物直売所「とことこ市」(午前9時30分〜0時30分/水曜日を除く)御幸町2-14)が、12月20日(日)で閉店となります。長い間の愛顧ありがとうございました。なお、「とことこ市」の名称は、引き続きイベントなどで使用します。
◆農業振興課☎2998-9158

◆学校給食提供食に含まれる放射性物質の測定結果
採取日 10月26日〜30日
測定結果 清進・東所沢・中央・柳瀬・小手指小学校提供食：いずれも放射性セシウム不検出
◆保健給食課☎2998-9249

◆三ヶ島二丁目地内における里山保全地域の指定に関する案の縦覧
案に対し、意見がある方は意見書を提出できます。
◆縦覧期間 12月7日(月)〜21日(月)
対 市内在住・在勤・在学の方、利害関係者

◆生産緑地地区の都市計画を変更
生産緑地地区の都市計画を11月25日付で変更しました。この変更に関する都市計画の図書を縦覧できます。
◆都市計画課☎2998-9192

◆所沢東町地区第一種市街地再開発事業の組合設立および事業計画の認可に伴う縦覧
10月23日付で、埼玉県知事より所沢東町地区第一種市街地再開発事業の組合設立および事業計画についての認可を受けたので、関係図書を縦覧できます。
◆縦覧期間 組合設立認可の取消し、組合の解散、建築工事完了の公告の日まで
◆中心市街地整備課 ☎2998-9366

◆社会保険労務士による労働相談
日 12月12日(土)午後1時〜5時(最終相談：午後4時〜1人約50分)
場 市役所5階502会議室
対 勤労者、事業主、人事担当者など
内 賃金、解雇、就業規則、労使間の問題、就業に関することなど
◆申請 産業振興課 ☎2998-9157へ電話

未来の子どもたちに残したいマチへ マチエコだより 8

問 資源循環推進課 ☎2998-9146

◆宴会での食べ残しがもったいない!
◆宴会の多いこの時期に実践したい「食べきりタイム」
宴会での食べ残し量は、食堂やレストランから発生する食べ残しの約5倍!こうしたもったいないをなくすため、宴会などのお開き前15分間、自席に戻り、出ている料理を残さず食べる「食べきりタイム」を実践してみませんか?

でも、いざ宴会で「食べきりタイム」の呼びかけをしようと思ってもなかなか難しいですね。
そこで、「食べきりタイム」の呼びかけ例をご紹介します!
◆食べきりタイムの呼びかけ例
〜宴会の予定がある皆さんへ〜
①宴会が始まる前に皆さんに一声
「宴会に先立ち、皆さんにお願いです。お開き前の最後の15分間を『食べきりタイム』として料理をゆっくり味わう時間とします。宴会では、食堂やレストランの約5倍の食べ残しが発生しているそうです。このもったいないをなくすため、ご協力をお願いします!」

②宴会終了15分前になったら
「そろそろお開きとなりますが、その前に、『食べきりタイム』を行います!自席に戻って、ゆっくりと料理をご堪能ください」
宴会ではいろいろな人と会話を楽しむことも大切ですが、提供されたおいしい料理をいただくのも楽しみの一つです!この冬、「食べきりタイム」を実践して、もったいないがない、おいしく楽しい宴会にしませんか?

◆埼玉最低賃金を改定
10月1日から時給820円に改定

◆休日特設相談会
日 12月12日(土)午前10時〜11時30分、午後1時〜3時30分
場 市役所1階市民相談課
相談員 弁護士
内 相続や金銭問題、日常生活のトラブルなどの法律相談
◆申請 市民相談課 ☎2998-9092へ電話

◆申請 産業振興課 ☎2998-9157へ電話